



# 苫小牧警察署 交通安全情報No.4

令和8年1月29日

交通第一課

企画係

## 自転車安全指導通信第5号

### 自転車の青切符対象は 『16歳以上の者』

自転車の交通事故の抑止を図るため、令和8年4月1日から、16歳以上の者による自転車の「反則行為」に対して青切符が適用されます。青切符の導入により、自転車の交通違反での検挙後の手続が迅速化され、反則金を納付すれば出頭や裁判を受けたりすることなく手續が終了します。

主な「反則行為」の反則金額については下記のとおりです↓

反則行為	反則金の額	反則行為	反則金の額
携帯電話使用等(保持)	12,000円	自転車制動装置不良	5,000円
遮断踏切立入り	7,000円	交差点優先車妨害	5,000円
踏切不停止等	6,000円	徐行場所違反	5,000円
通行区分違反 (逆走等)	6,000円	公安委員会遵守事項違反 (傘差し、イヤホン等)	5,000円
横断歩行者等妨害等	6,000円	歩行者用道路徐行違反	5,000円
信号無視	6,000円 ※点滅信号は5,000円	無灯火	5,000円
指定場所一時不停止等	5,000円	並進禁止違反	3,000円

チェック!

このほかにも多数の違反類型がありますので、詳しくは、警察庁HPに掲載の『自転車ルールブック』P51,52を参照願います。

『自転車ルールブック』  
を見ればなんでもわかる!



警察庁ホームページ  
「自転車ルールブック」

#### 【自転車運転者講習とは】

一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上した者に対して、公安委員会が自転車運転者講習を義務付けるものです。

受講対象者は、14歳以上です!

(講習時間3時間 受講料6,150円)

